

きらぼしホームダイレクト外貨定期預金規定

1 〔預金の取り扱い〕

- (1) この預金のご利用は、成年者の方に限ります。
- (2) この預金は、きらぼしホームダイレクトから当行所定の方法で手続きすることにより預入れまたは払戻しができます。ご利用にあたっては、この預金の口座について、きらぼしホームダイレクトへの利用口座登録が必要です。但し、第1条第3項の方法により開設された口座の場合、原則、口座開設と同時に利用口座登録が行われます。なお、利用口座として登録ができるのは、当行所定の条件を満たしている口座とします。
- (3) この預金の口座をお持ちでない場合は、きらぼしホームダイレクトから当行所定の方法で手続きすることにより口座開設・預入ができます。なお、この場合、契約締結時交付書面の交付を行いません。
- (4) この預金の預入通貨は、当行所定の通貨とします。預入額は、通貨ごとに定める当行所定の金額以上、当行所定の金額以下とします。
- (5) この預金の預入期間は、当行所定の期間に限ります。
- (6) 第1条第3項の方法により開設された口座の場合、この預金は通帳および証書を発行しません。この預金への預金額、通貨、約定利率、預入期間および満期日等の取引明細等は、きらぼしホームダイレクトでご確認できます。
- (7) この預金の口座を、きらぼしホームダイレクトの利用口座から削除する場合、削除後はきらぼしホームダイレクトによるお取引ができなくなります。利用口座削除は、当行所定の方法で手続きを行うものとします。但し、第1条第3項の方法により開設された口座の場合、利用口座から削除することはできません。
- (8) きらぼしホームダイレクト契約を解約する場合、解約後は全ての利用口座で、きらぼしホームダイレクトによるお取引ができなくなります。第1条第3項の方法により開設された口座の場合、原則として、予め第5条の方法により、この預金の満期解約を行ってください。
- (9) この預金の取引を行うに際しては、預金者は外国為替相場の変動により差益または差損が発生することがあることを承認したものとし、差益または差損については当行は一切の責任を負いません。
- (10) この預金は、当行の営業日であっても外国為替市場が閉鎖しているときには、預入れ、解約または書替継続ができないことがあります。
- (11) この預金の預入れ・払戻しに関する取引日、金額、利率、適用為替相場等の取引条件について、当行での受付処理完了後においては変更または取消はできません。
- (12) この預金は、外国通貨現金または旅行小切手（トラベラーズチェック）での預入れ・払戻しはできません。
- (13) この預金の預入れ・払戻しにあたっては、当行所定の手数料、費用等を支払うもの

とします。

2 [預金の預入れ]

この預金への預入れは、きらぼしホームダイレクトの代表口座（円預金口座）または利用口座として登録済の外貨普通預金からの振替となります。

3 [自動継続]

- (1) この預金は、第1条第3項の方法により開設された場合、自動継続扱いとします。満期日に前回と同一の期間の外貨定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日の15時までにきらぼしホームダイレクトから当行所定の方法で手続きしてください。この手続きが行われたときは、この預金は満期日以後に支払います。

4 [利息]

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および預入日における約定利率（継続後の預金については第4条第2項の利率）によって計算し、満期日にあらかじめ指定された方法により利息を指定口座に入金するか、または元金に組み入れて前回と同一の期間の外貨定期預金に自動的に継続します。
- (2) この預金を本規定により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について解約日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 継続に際し、当行の責によらない理由により自動継続できない場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以降の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について解約日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率により計算します。
- (4) この預金の付利単位は当該外貨1通貨単位とし、1年を365日として日割で計算します。ただし、上記の付利単位および1年の日数について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

5 [預金の解約]

- (1) この預金は、原則として満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約するときは、きらぼしホームダイレクトから当行所定の方法で手続きしてください。きらぼしホームダイレクトにて解約手続きを行った場合、当行は、解約元金をきらぼしホームダイレクトに登録された利用口座（円預金口座または外貨普通預金）へ振替えることにより払戻します。

- (3) 解約または利息の支払に際し、当行の責によらない理由によりあらかじめ指定された方法による支払ができない場合は、その代わり金を一時お預りします。この預り金に利息は付さないものとし、当行所定の手続きによりお支払いします。
- (4) この預金は一部解約はできません。
- (5) 法律の改正等の理由により満期日（継続をしたときはその満期日）が休日となった場合は、当行所定の方法により取り扱います。

6 [自動継続を停止した預金の満期日以後の取り扱い]

この預金の満期日に解約または書替継続の申し出がない場合、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日における当行所定のこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金の解約時に支払います。

7 [外国為替相場]

この預金への預入れ、または、この預金から払戻しを行う場合に適用される外国為替相場は、当行計算実行時の相場とします。

8 [規定の変更]

当行は本規定の内容を、お客さまに事前に通知することなく任意に変更できるものとします。その場合、変更の内容を、当行ホームページ等によりお客さまへ告知します。また、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当行の任意の変更によって損害が生じても、当行は責任を負いません。

9 [規定の準用]

この規定に定めのない事項については、総合口座取引規定、普通預金規定、外貨普通預金規定、自動継続外貨定期預金規定、きらぼしホームダイレクト利用規定等の各種規定にもとづいて取り扱います。なお、関連規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定を優先して適用するものとします。

(2025年4月21日現在)